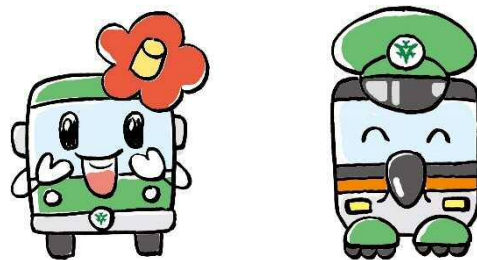


安 全 報 告 書

運輸安全マネジメントに関する取組状況について

～ 平成29年度の結果と平成30年度の計画 ～



平成30年7月9日
京都市交通局 自動車部

目 次

- 1 輸送の安全に関する基本的な方針
- 2 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
- 3 輸送の安全のために講じた措置
- 4 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
- 5 輸送の安全に関する計画
- 6 輸送の安全のために講じようとする措置
- 7 輸送の安全に関する投資
- 8 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- 9 事故，災害等に関する報告連絡体制
- 10 安全統括管理者
- 11 安全管理規程

1 輸送の安全に関する基本的な方針

京都市公営企業管理者交通局長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

交通局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

交通局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

6つの安全重点施策

- ① 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底
- ② 輸送の安全に関する必要な是正又は予防措置の実施
- ③ 輸送の安全に関する情報の共有と活用
- ④ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
- ⑤ 事故防止のための啓発活動の推進
- ⑥ 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備

2 輸送の安全に関する目標及び達成状況

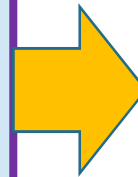
◆平成29年度の実施結果

平成29年度は安全目標を達成することができました。

目標達成

目 標

重大事故	0 件
有責事故	10万km当たり 0.266件以下



結 果

重大事故	0 件
有責事故	10万km当たり 0.238件

◆有責事故の内訳（平成29年度）

区 分	人 身	物 損	合 計
歩行者接触	3 件	0 件	3 件
車内事故	22 件	2 件	24 件
自動車接触等	13 件	36 件	49 件
合 計	38 件	38 件	76 件

※上記のほか、車両故障等による運行中止が106件ありました。

3 輸送の安全のために講じた措置

◆平成29年度の運輸安全マネジメントに伴う取組結果表

すべてのお客様に信頼される安全の追及に向け、6つの安全重点施策及びその細目である22の実施計画に取り組みました。

安全重点施策	区分	実施計画		達成度※
① 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底	新規	1	法令遵守と基本動作の徹底のためのマニュアル遵守の徹底に向けた取組の実施	○
	充実	2	安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知	○
	充実	3	点呼の適正な執行	△
	充実	4	ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進	○
		5	走行危険個所、道路状況等の掲示	○
	充実	6	営業所構内における安全空間確認ラインの活用	○
		7	運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施	○
		8	主要バス停、踏切道等における運転操作の立地調査	○
		9	事故対策係による巡回調査	○
② 輸送の安全に関する内部監査の実施		10	内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施	○
	新規	11	「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施	○

安全重点施策	区分	実施計画		達成度※
③ 輸送の安全に関する情報の共有と活用		12	全市バス安全運行推進会議等，各種会議体の開催	○
		13	事故防止対策検討ワーキングの開催	○
		14	事故の分析と活用	○
		15	委託先事業者との安全運行とお客様サービスに関する研修の情報共有	○
④ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施	新規	16	運転士に対する研修の充実	○
	新規	17	運行管理者に対する研修の充実	○
		18	車両整備に関する監査，指導の実施	○
⑤ 事故防止のための啓発活動の推進		19	関係機関と連携した走行環境改善活動の推進	○
		20	事故防止重点強化策（バス停付近の違法駐停車防止活動）の実施	○
		21	車内事故防止に向けた啓発活動の実施	○
⑥ 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備	新規	22	市バス車両への車外ミラーの増設，路肩灯のLED化及び新型車椅子固定ベルトの導入	○

※(達成度について) ○:実施・達成できた △:実施・達成できたが更なる工夫が必要 ×実施不十分または実施・達成できなかった

◆主な取組内容

■法令遵守と基本動作の徹底のためのマニュアル遵守の徹底に向けた取組

【「平成29年度運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」1】

法令遵守と基本動作の徹底を目的として、新たに平成29年7月から全運転士を対象に各営業所で研修を行いました。

具体的には、概ね20名の運転士を3つのグループに分けて、マニュアルに定められた「事故発生時の対応」や「遅延時の対応」等の課題について、グループ討議形式で意見交換を行いました。

■安全スローガン

【「平成29年度運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」2】

新たに全営業所共通の安全スローガンとして、『お客様第一・安全運行の徹底！（3つの約束）「プロ意識を持つ」・「基本動作の徹底」・「親切なご案内」』を掲げました。



点呼台に掲げた安全スローガン

■ 点呼の適正な執行

【「平成29年度運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」3】

- ◆ 自動車部幹部職員による始業点呼状況の査察（4月6日，7月21日，9月21日，12月11日実施）
- ◆ 業務用携帯電話の配備に伴う点呼執行手順の見直し
（直営営業所：5月26日実施，委託先営業所：10月25日実施）
- ◆ 特別監察チームによる始業点呼状況の監察・指導（12月から継続実施）
- ◆ アルコールチェッカー兼 I C 運転免許証管理システムの導入（3月）

委託先営業所における，私物携帯電話の車内への持ち込み事案が2件発生したことを踏まえ，引き続き厳正な点呼に向け，取り組んでまいります。

■ ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進

【「平成29年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」4】

ドライブレコーダー画像の定期的な確認（3箇月毎に全運転士に実施）を行い，運転士の運転操作やお客様接遇について，必要に応じて指導等を行いました。



ドライブレコーダー画像
【イメージ図】

■ 営業所構内における安全空間確認ラインの活用

【「平成29年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」6】

年4回実施される交通安全運動期間に合わせて、本局幹部職員と営業所職員の共同による「安全空間確認ライン活用促進強化運動」を実施し、安全空間の確保を運転士に徹底しました。



幹部職員による「安全空間確認
ライン活用促進強化運動」
九条営業所

■ 「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施

【「平成29年度運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」11】

各営業所の運行管理者によるマニュアル総点検を実施し、「緊急速報メール（Jアラート等）受信時の対応」について、必要な見直しを行いました。
またこれにより、運行管理者の更なる意識向上を図りました。

■ 委託先事業者との安全運行とお客様サービスに関する研修の情報共有

研修担当者意見交換会（平成30年3月23日実施）【「平成29年度運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」15】



研修担当者意見交換会の様子

交通局と各委託先研修担当者による意見交換会を開催し、それぞれの研修に関する情報を共有することで、市バス事業全体のレベルアップに努めました。

■ 運転士に対する研修の充実

【「平成29年度運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」16】

外部機関を活用した運転士に対する事故防止重点研修（平成29年8月28日～9月2日実施）

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）を外部講師に迎え、直営の全運転士を対象に、ドライブレコーダーのヒヤリ・ハット映像を活用したグループワークに重点を置いた「参加型」の研修を実施し、事故防止に向けた意識改革を図りました。

この研修には委託先の運行管理者も同席し、研修内容を共有しました。

安全運転訓練車を用いた研修（セーフティサポート研修）

平成29年12月から安全運転訓練車を新たに導入し、あらかじめ設定したコースを走行させ、安全運行や乗り心地の良さの確保に係る客観的なデータを記録・解析したうえで当該運転士にフィードバックし、自らが持つ弱点や癖を気付かせることにより、事故の削減及び快適性の確保を図りました。

平成29年度受講者数：180名

■ 運行管理者に対する研修の充実

【「平成29年度運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」17】

外部機関を活用した運行管理職員に対する指導能力向上研修（平成29年9月7日,13日,19日実施）

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）を外部講師に迎え、関係法令や運行管理者としてのコミュニケーションに関する講義、また事件事例を基にワークショップ形式での再発防止策の検討を内容とする研修を実施し、運行管理者の指導力の向上を図りました。



運行管理者指導能力スキルアップ研修の実施（毎月1回）



適正な点呼の実施等、運行管理に関する研修を定期的実施し、運行管理者の知識や技能の向上を図るとともに、情報の共有及び連携強化を図りました。

全市バス事故防止実務者研究会（平成30年3月9日実施）

更なる事故防止のため、ドライブレコーダーを活用した効果的な指導方法等をテーマに、委託先も含めた全営業所の実務者（運行管理者）レベルの研究会を開催しました。



■市バス車両への車外ミラーの増設、路肩灯のLED化及び新型車椅子ベルトの導入

【「平成29年度運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」22】

車外ミラーの増設、車両路肩灯のLED化、より安全な新型車椅子固定ベルトの導入等、市バス車両の更なる安全性の向上を図るための改良を実施しました。

車外ミラー増設



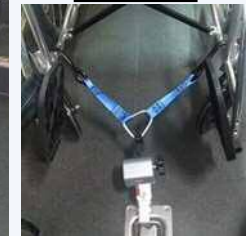
路肩灯LED化



新型車椅子ベルト



後輪用



■その他の取組

市民の皆様に、市バスのより安全でスムーズな運行にご協力いただくため、京都府警察と連携した啓発の取組等を実施しました。

- 「バス専用レーン啓発幕」の更新（写真左）
- 「二輪車すり抜け防止啓発ステッカー」の更新（写真右）



4 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全管理体制が適切に機能しているか確認するため、管理者、安全統括管理者、企画総務部長等の経営管理部門及び現業実施部門に対して内部監査を実施しました。

なお、両監査とも指摘事項はありませんでした。

■ 経営管理部門（平成30年2月1日，5日実施）

主な監査項目及び監査結果	
監査項目	監査結果
安全方針が設定され全職員に周知されているか。また、経営トップと現場のコミュニケーションが適切に図られているか。	部長会，所長会，全市バス安全運行推進会議の開催，各営業所における事故防止対策検討ワーキング等を通じて，安全方針の共有・周知に努めていることを確認した。 また，巡視や会議体等を通じて経営トップと現場とのコミュニケーションが適切に図られていた。
法令等を遵守した業務が行われているか。また，業務の記録や引継ぎが適切に行われているか。	安全管理規程の策定，運行管理者の選解任届出，路線の新設・変更の届出等，安全運行のために必要な業務について，法令等を遵守して適切に行われていた。
輸送の安全に関する重点施策が確実に遂行されているか。	重点施策に基づき作成された平成28年度の運輸マネジメントの取組が着実に実行され，また平成29年度からは，平成28年度の実施結果を踏まえ，見直し・充実が図られていることを確認した。

■ 現業実施部門（西賀茂営業所 平成30年1月30日実施）

営業所長等へのインタビューや書類調査を実施し，事故防止に向けた取組が適正に実施されていることを確認しました。

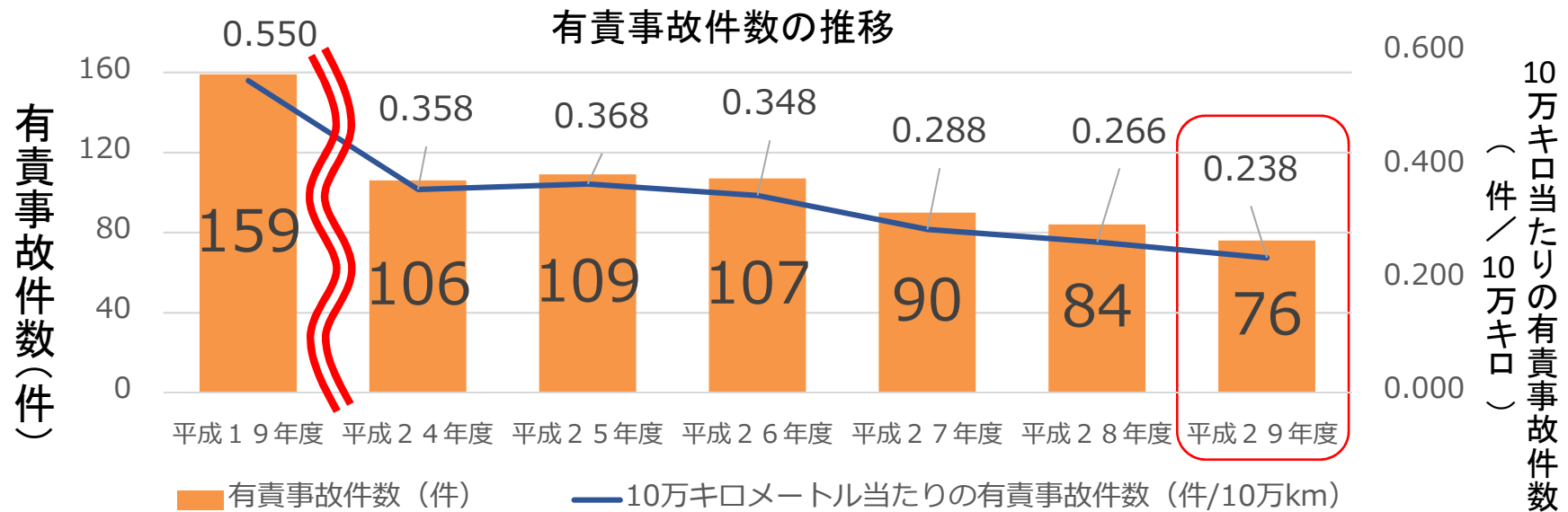
5 輸送の安全に関する計画

◆平成30年度の安全目標

重大事故 0 件

**走行距離10万km当たりの有責事故件数について、
過去最小値（平成29年度実績0.238件）を下回る**

◆有責事故発生状況（年間総件数と走行キロ10万km当たりの件数の推移）



～更なる輸送の安全の確保の実現に向けて～

◆ 安全スローガン

「お客様第一，安全運行の徹底！」

(3つの約束)

「プロ意識を持つ」

「基本動作の徹底」

「親切なご案内」

平成30年度は，更なる輸送の安全の確保を実現するために，引き続き「安全スローガン」を掲げ，全職員の合言葉とし，3つの約束を確実に実践することで，安全意識の高揚と服務規律の徹底に全力を挙げて取り組んでまいります。

6 輸送の安全のために講じようとする措置

■平成30年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表

平成30年度は、更なる安全の徹底に向け、6つの安全重点施策及びその細目である23の実施計画に取り組んでまいります。

安全重点施策	区分	実施計画	
① 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底		1	法令遵守と基本動作の徹底のためのマニュアル遵守の徹底に向けた取組の実施
		2	安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知
	充実	3	新型アルコール検知器の運用に伴う厳正な点呼の実施
		4	ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進
		5	走行危険個所、道路状況等の掲示
	充実	6	営業所構内における安全空間確認ラインの活用
		7	運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施
		8	主要バス停、踏切道等における運転操作の立地調査
		9	事故対策係による巡回調査
② 輸送の安全に関する内部監査の実施		10	内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施
		11	「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施

安全重点施策	区分	実施計画	
③ 輸送の安全に関する情報の共有と活用	充実	12	全市バス安全統括管理者会議等，各種会議体の開催
		13	事故防止対策検討ワーキングの開催
		14	事故の分析と活用
		15	委託先事業者との安全運行とお客様サービスに関する研修の情報共有
④ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施	充実	16	運転士に対する研修の実施
		17	運行管理者に対する研修の実施
	新規	18	高齢者の方や障害のある方への介助・接遇の向上に向けた研修の充実
		19	車両整備に関する監査，指導の実施
⑤ 事故防止のための啓発活動の推進		20	関係機関と連携した走行環境改善活動の推進
		21	事故防止重点強化策（バス停付近の違法駐停車防止活動）の実施
		22	車内事故防止に向けた啓発活動の実施
⑥ 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備	新規	23	市バス車両への注意喚起装置の設置，乗降口灯のLED化及び扉開閉時に注意喚起する案内放送の多言語化

◆主な取組内容

■ 新型アルコール検知器の運用に伴う厳正な点呼の実施【充実】

【「平成30年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」3】

免許証の有効期限をチェックする機能を有した新型アルコール検知器の運用開始に伴い、更なる厳正な点呼の執行と安全運行を目指します。

また、引き続き点呼執行状況の査察を行い、適正な運行管理を確保します。



新型アルコール検知器

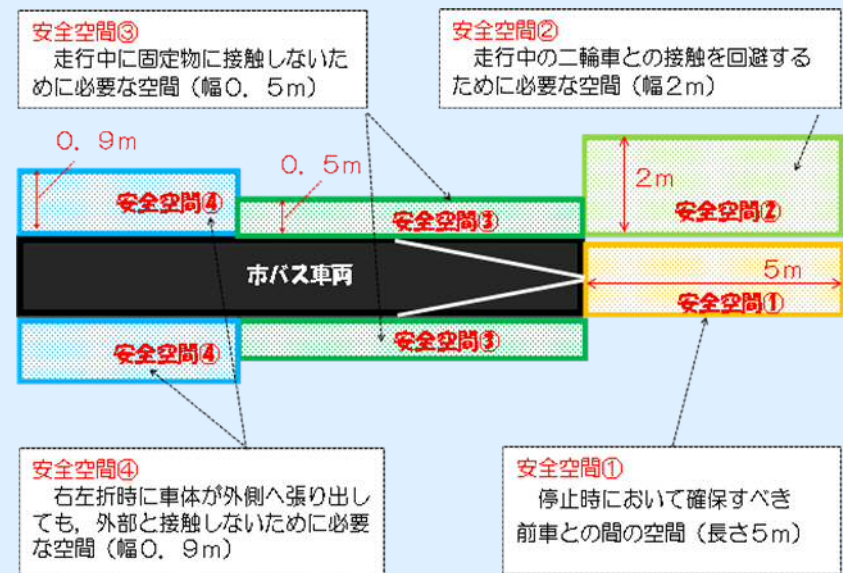


点呼前のアルコール検査

■ 営業所構内における安全空間確認ラインの活用【充実】

【「平成30年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」6】

全ての交通安全運動における「安全空間確認ライン活用促進強化運動」に加え、毎月全営業所において安全空間ラインの活用運動を実施し、接触事故の防止を図ります。



■ 全市バス安全統括管理者会議，各種会議体の開催【充実】

【「平成30年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」12】

安全運行の確保，サービス規律の徹底について，同じ市バス運行を担う立場での認識を共有するために，委託先事業者（本社）の安全統括管理者との会議を定期的に行います。

直営・委託先の営業所との連携をより強化するため，「全市バス安全運行推進会議」を開催し，各営業所の安全目標の達成や事故防止の取組の報告を行い，必要に応じて本局と協力して取組を実施するなど，市バス全体の安全運行の推進や乗客サービスの更なる向上を図ります。（月1回）

各営業所の整備管理者と自動車整備工場及び技術課の職員の間で，「整備管理者会議」を開催し，車両整備等に関する情報の共有化を図ります。（月1回）



全市バス安全運行推進会議



整備管理者会議

■ 運転士に対する研修【充実】

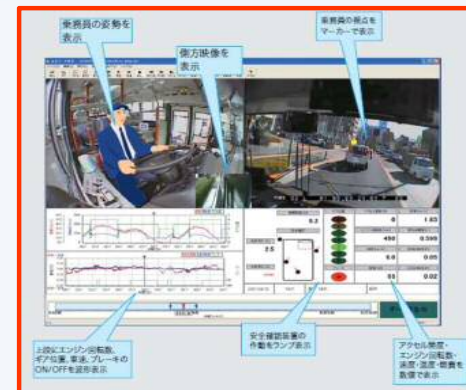
【「平成30年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」16】

安全運転訓練車を用いた研修（セーフティサポート研修）

平成29年12月より全運転士を対象に安全運転訓練車による研修を実施し、安全運行や乗り心地の良さについての客観的なデータに基づき、運転士に弱点や癖を気付かせることにより、事故の削減及び快適性の向上につなげます。



専任教官がアドバイスしている様子



PC画面 イメージ画像

■ 高齢者の方や障害のある方への介助・接遇の向上に向けた研修の充実【新規】

【「平成30年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」18】

お客様に、より安心して市バスをご利用いただけるよう、交通エコロジー・モビリティ財団が認定する「交通サポートマネージャー」の資格を有する運行管理者や運転士を養成します。

※交通サポートマネージャー研修

交通事業者（鉄道・バス）を対象に、高齢の方や障害のある方への介助・接遇の基本を習得する研修。

■ 市バス車両への注意喚起装置の導入、乗降口灯のLED化及び乗車時の注意喚起を行う案内放送の多言語化【新規】

【資料2「平成30年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」23】

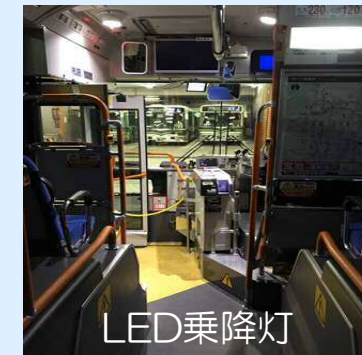
市バス車両への注意喚起装置の導入

歩行者等に対し、音声等でバスの接近を優しくお知らせする装置を全車両に設置し、事故を未然に防止します。



乗降口灯のLED化

お客様の足元をより明るく照らすことで、夜間における乗降時の転倒事故を防止するため、全車両の乗降口灯のLED化を行います。



扉開閉時の案内放送の多言語化

近年の外国人旅行者の増加を踏まえ、乗車取扱中に入口扉付近に立たれているお客様への注意喚起のため、英語による案内放送を実施します。

■キャリア別研修

対象	名称	特長
新規採用運転士	新採自動車運転士研修	お客様サービスと運転技術の習得
若年嘱託運転士	若年嘱託運転士セミナー	採用後2年目を対象。お客様サービスと運転技術の基本の徹底
	若年嘱託自動車運転士 ブラッシュアップセミナー	採用後3年目を対象。正規職員運転士になるにあたり、お客様サービスと運転技術の再徹底とより重い責任の自覚を徹底
正規職員運転士	自動車運転士セミナー	お客様サービスと運転技術に関する知識と技術の向上
指導運転士	指導運転士セミナー	運転士への助言・指導に必要なコーチングについての知識や技術の向上
	接客パワーアップセミナー	更なるお客様サービスの向上や指導力向上に重点を置く
O B 嘱託運転士	O B 嘱託自動車運転士セミナー	再雇用後、1年目と3年目を対象。お客様接客と運転技術の再徹底、シニアドライバーの特性や注意事項の認識を深める

上記のほか、民間研修施設を利用した実務訓練や外部機関を活用した研修の実施等により、お客様接客の向上、安全対策をより一層推進します。

7 輸送の安全に関する投資

◆29年度（予算）

■安全運転推進費用 83,378千円

- ・安全運転訓練車・アルコールチェッカー導入
- ・外部機関を活用した研修等

■走行環境改善費用 17,702千円

- ・事故防止重点強化策（バス停留所付近の違法駐停車指導啓発活動）等

■施設・車両安全対策費用 339,304千円

- ・バス車両への車外ミラーの増設，路肩灯LED化等

◆30年度（予算）

■安全運転推進費用 44,982千円

- ・外部機関を活用した研修等

■走行環境改善費用 17,702千円

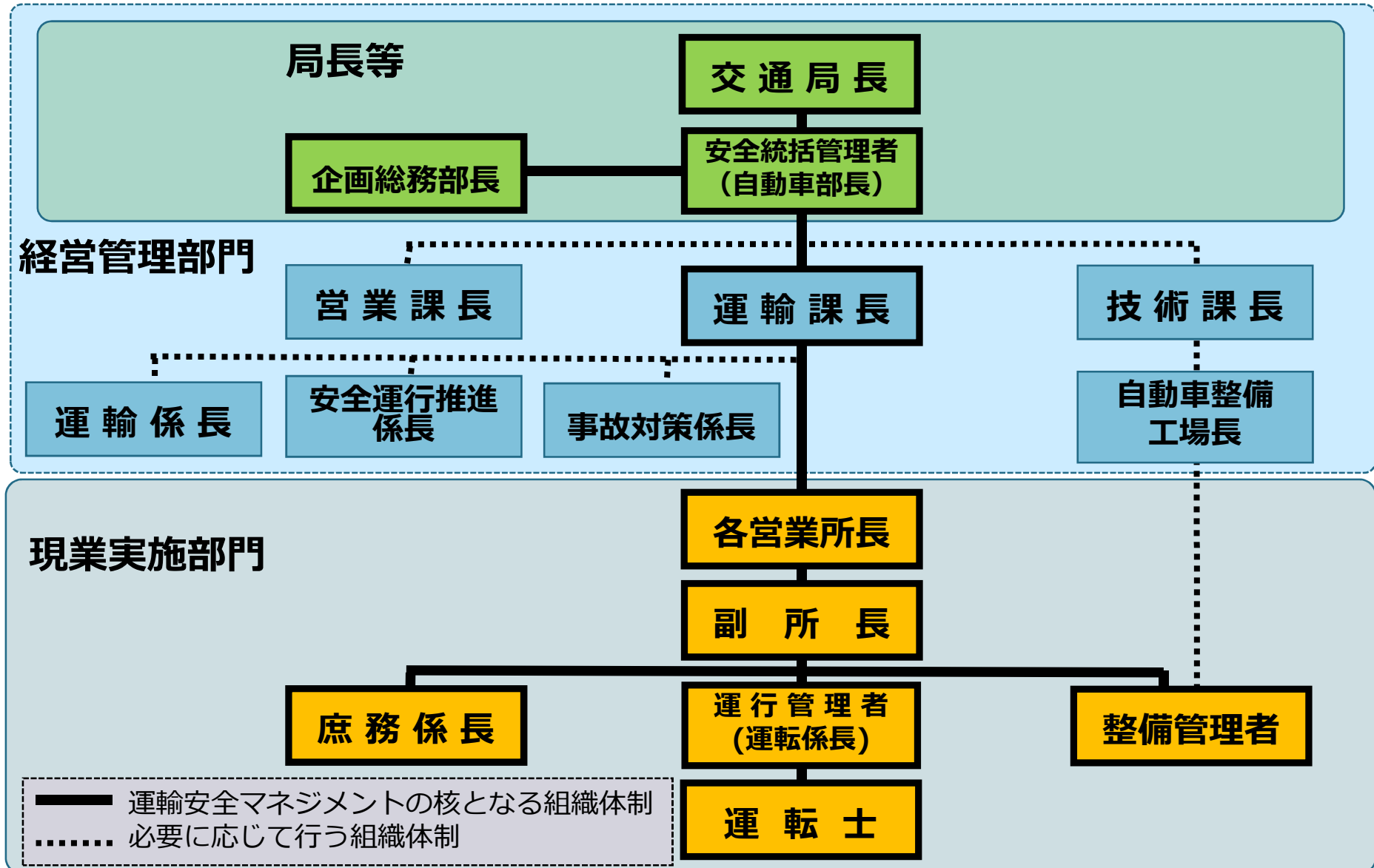
- ・事故防止重点強化策（バス停留所付近の違法駐停車指導啓発活動）等

■施設・車両安全対策費用 398,346千円

- ・バス車両への注意喚起装置の設置，乗降口灯LED化等

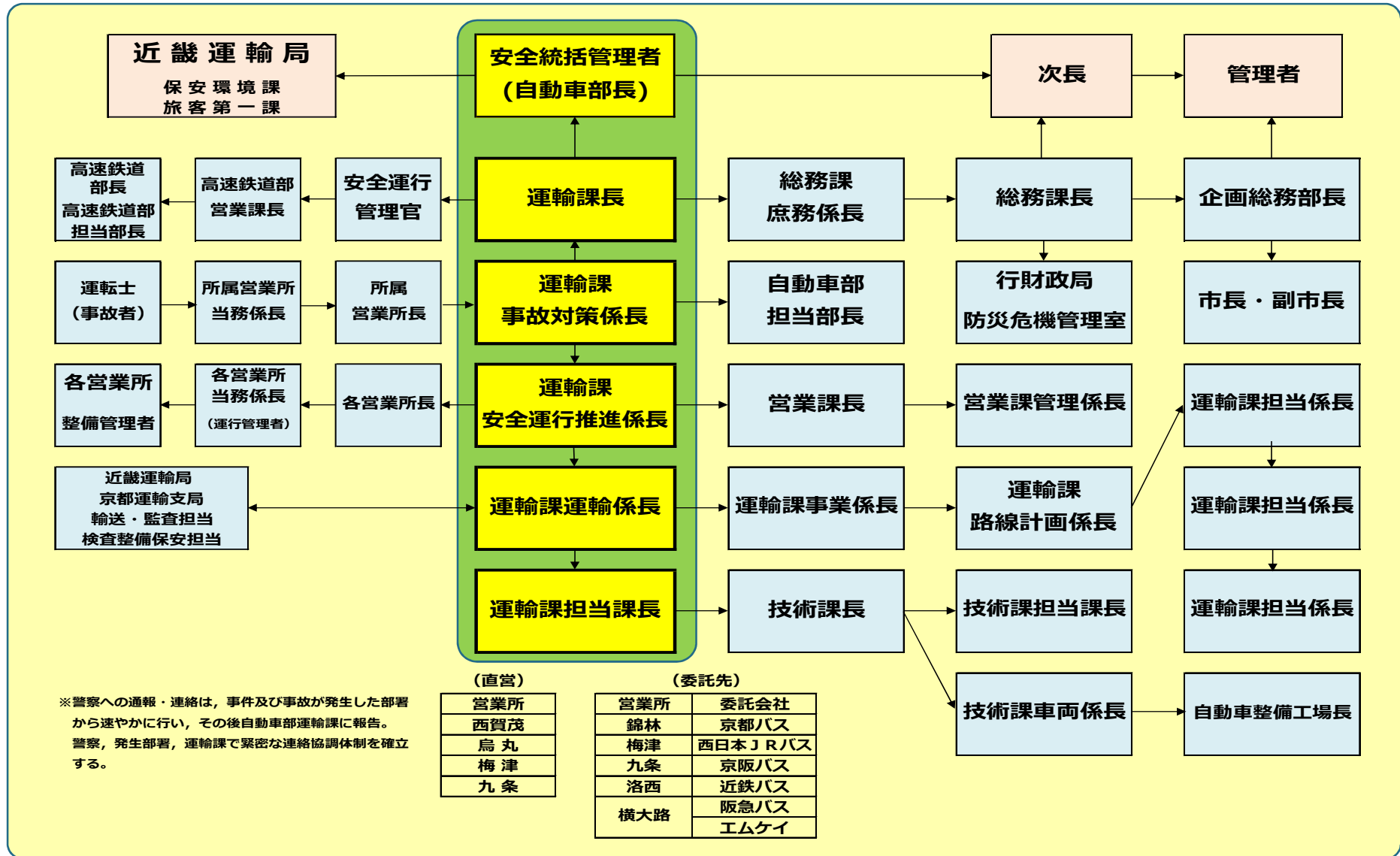
8 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

◆自動車運送事業安全マネジメントに係る組織体制

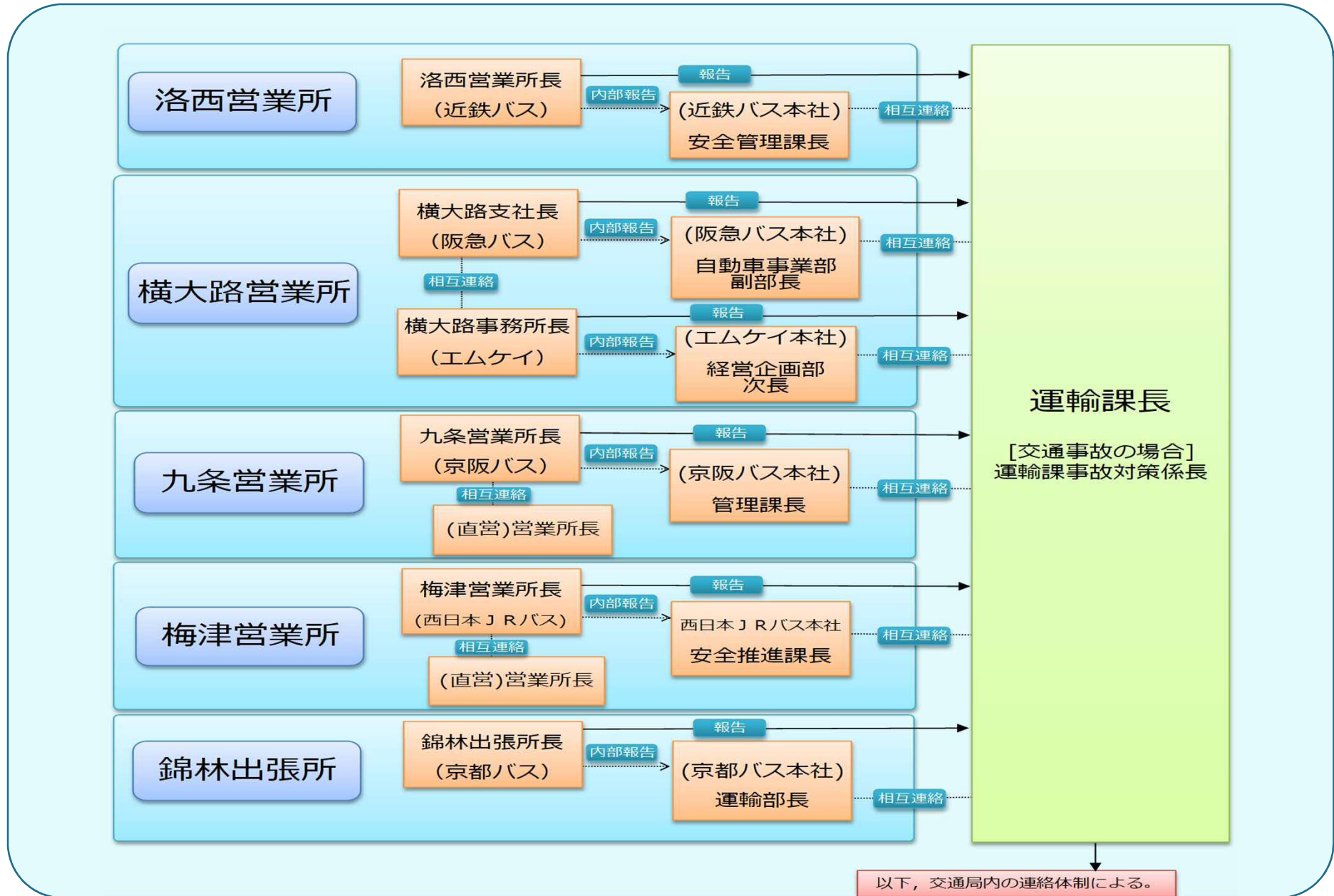


9 事故, 災害等に関する報告連絡体制

■ 緊急時の連絡体制



■ 緊急時の連絡体制（管理の受委託実施営業所）



10 安全統括管理者

氏名 平賀 徹也

11 安全管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等(第3条～第6条)
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制(第7条～第10条)
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法(第11条～第18条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、京都市乗合自動車運送事業(法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下「自動車運送事業」という。)に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 京都市公営企業管理者交通局長(以下「局長」という。)は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 3 局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 局は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及びこの規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する支出を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 局は、前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 局は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(局長等の責務)

第7条 局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 局長、次長、企画総務部長、自動車部長等(以下「局長等」という。)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、及び体制の構築等必要な措置を講じなければならない。
- 3 局長等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重しなければならない。
- 4 局長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行わなければならない。

(組織)

第8条 局長は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために自動車運送事業を統括する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者
- 2 自動車部運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長(出張所をおいた場合は、出張所長を含む。以下同じ。)を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、自動車部運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属内の各係を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者に事故があるときや重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす局長等の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、局長等に報告すること。
- (6) 局長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 輸送の安全に関する運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全に関する整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 局は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 局は、組織体制における意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに適切な措置を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は京都市交通局危機管理計画に定めるところによる。

- 2 局は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、局長等及び局内の必要な部、室等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 局は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)(以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 局は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに局長等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 局は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 局は、次の各号に掲げる内容について、毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- (5) 輸送の安全に関する重点施策
- (6) 輸送の安全に関する計画
- (7) 輸送の安全に関する予算等実績額
- (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
- (9) 安全統括管理者
- (10) 安全管理規程
- (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- (12) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 局は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、及び局長等に報告した是正措置等を記録する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

お客様に安全，安心，快適に
ご乗車いただけるよう，
安全運行に努めてまいります。



 京都市交通局

Kyoto Municipal Transportation Bureau

